

「見積協議方式」の活用による 入札不調の改善効果

中日本高速道路株式会社 技術・建設本部 技術管理部 技術管理課長 すずき のりお 鈴木 規生

1. はじめに

中日本高速道路株式会社では、一般競争に付する場合は、あらかじめ入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって「契約制限価格」を設定することとしています。

しかし、昨今の工事発注においては、特別な施工計画を要する工事や標準的な価格を適用することが困難な工事が見受けられ、入札の不落・不成立が発生する要因の一つになっています。これは、標準的な歩掛がないことや、標準的な歩掛があったとしても実態に合っていないことによるものと考えられます。

このような特別な工事の施工計画や歩掛などを把握するには、まずは工事契約を締結し、工事の履行状況を確認しなければならないことから、「契約制限価格」を上回っても契約できる方式として「見積協議方式」を2019年7月から、中日本高速道路株式会社が担う高速道路事業に係る全ての工事の競争入札に適用しています。

2. 見積協議方式の概要

(1) 見積協議方式とは

見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、価格、品質及びその他の条件を総合的に評価した結果、当該評価が最も高い者（総合評価方式による競争入札の場合）又は最低入札価格提示者（価格競争入札による競争入札の場合）などの特定の1者を協議相手として選定し、確認協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、施工確認を行い、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいいます（図-1）。

2008年6月より、対象工事を1,500万SDR未満の工事、かつ標準的な施工計画の立案や標準価格の設定が困難と想定され、入札不調が多発している料金所安全通路工事、伸縮装置取替工事、支承取替工事等を対象として導入しました。

契約制限価格を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者の見積価格が契約目安価格を上回った場合においても、確認協議において最低入札価格提示者から契約目安価格を上回った理由を確認した上で、最低見積価格提示者と確認協議後の価格で契約締結できるものとなりました¹⁾。

その後、2014年4月より、安全性向上3カ年

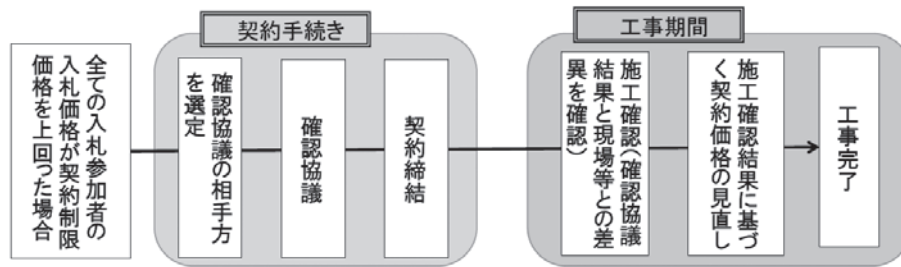


図-1 手続きの概要

計画対象工事又は時間的制約を受ける又はこれまでの実績で入札不調が多発している高速道路の建設や修繕工事において、入札不調の場合に特命見積協議方式に移行できる特例措置を導入し、再発注に要する契約手続期間の短縮、安全性向上に向けた対策の推進、事業計画や他の関連工事に与える影響の最小化を図ることとしました。

そして、2019年7月には、高速道路事業の円滑かつ確実な執行のために、高速道路事業に係る全ての工事の競争入札に適用することとしました。

総合評価方式の場合は当該評価が最も高い者、価格競争の場合は最低入札価格提示者を協議相手として選定し、確認協議を行った上で契約を締結することに改定しました。

(2) 手続きの流れ

見積協議方式を適用する工事の競争入札においては、見積協議方式の対象である旨を入札公告又は指名（見積）通知書に記載し、①確認協議の相手の選定は、総合評価方式による競争入札で見積協議方式を採用する場合、総合評価点が最も高い者とする、又は価格競争による競争入札で見積協議方式を採用する場合、最低価格提示者として、②発注者の設計価格の算出方法と確認協議の相手方の入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で、相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態と協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施することを明記します（図-2）。

(3) 確認協議の実施

確認協議とは、発注者の設計価格の算出方法と確認協議の相手方の入札（見積）価格の算出方法の相違点の確認を行うものです。確認協議は、単価表（内訳明細書）に記載された見積単価を設計単価以下にするための歩切り交渉ではありません。

確認協議の相手方から提出された単価表（内訳明細書）と発注者の設計価格の単価表と比較の上、単価表に記載された見積単価が設計単価を上回った単価項目のうち、全体金額に対する構成比率が大きい単価項目及び設計単価との差額が大きい単価項目について「確認対象項目」として確認協議の相手方に伝達し、所定の期間内に確認協議資料を作成、提出してもらい、確認協議を実施します。

確認協議資料として提出を求めるものは、①入札（見積）価格の算出方法、②入札（見積）価格に対応した単価表（内訳明細書）の2種類です。

原則として、確認協議期間は、30日以内、かつ3回以下の協議回数で終了します。

確認協議では、確認対象項目の②の労務単価、材料費、機械損料、施工歩掛（以下、「構成要素」という）の算出方法について、発注者と相手方双方で確認します。

算出方法に相違がある場合は、その理由について相手方にヒアリングします。

確認協議が完了した場合、次の内容を相手方に伝達します。

- ① 工事期間中に施工確認が必要となる確認対象項目の構成要素を契約締結後、別途通知するこ

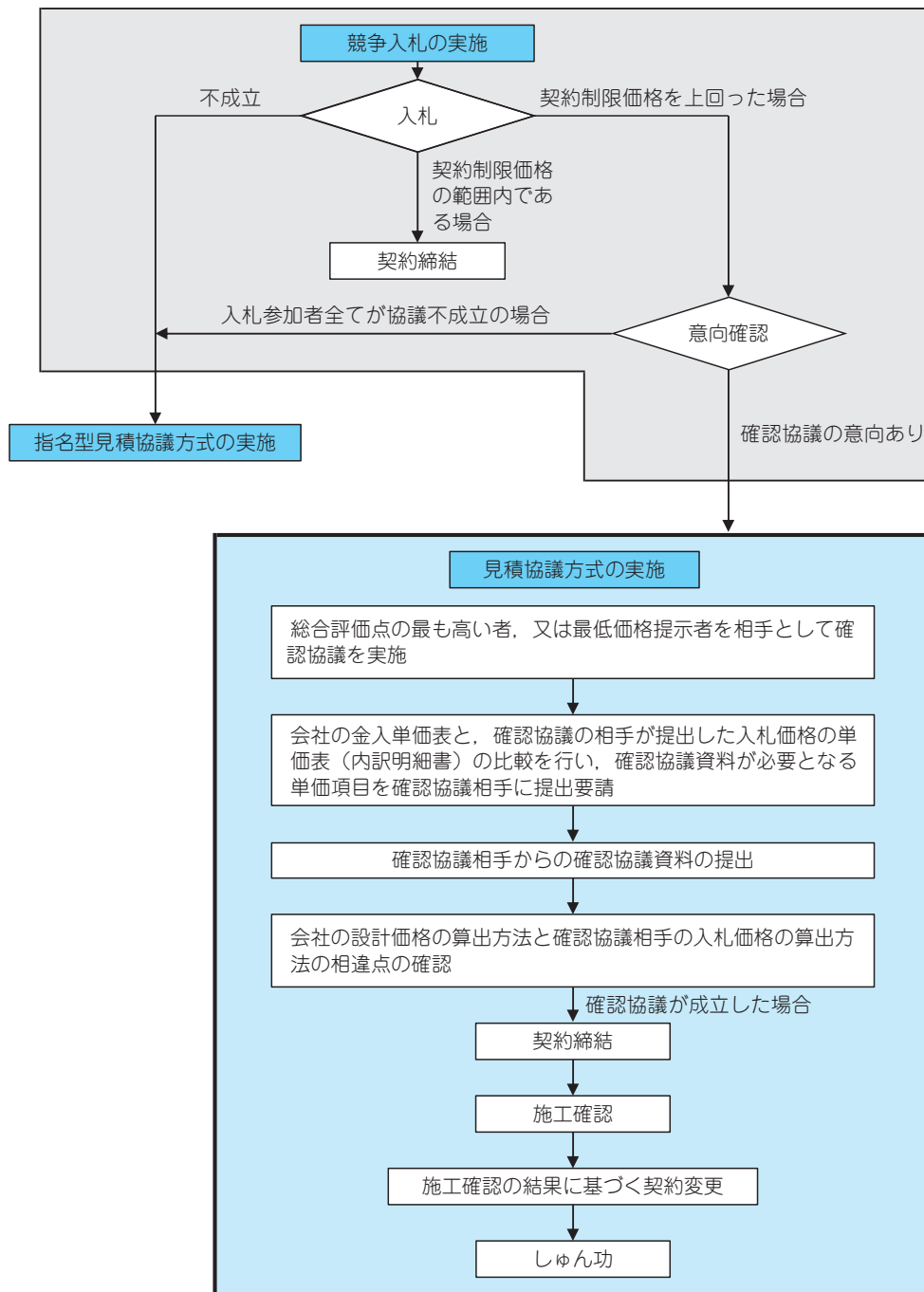


図-2 見積協議方式の手続きの流れ

と。

- ② 確認協議資料と工事施工中に確認する施工実態調査とに差異が認められた場合には、契約金額の変更を行うこと。
確認協議が終了すると、原則14日以内に契約手続きを開始します。

(4) 施工確認の実施

施工確認とは、契約締結後に通知した、工事期間中に施工確認が必要となる確認対象項目の構成要素について、工事施工中に施工確認を行い、差異の確認を行います。

施工確認の方法には、「現場の施工実態を確認する方法」と「実際の証拠書類を確認する方法」の2種類があり、現場確認には、「日常的な立会

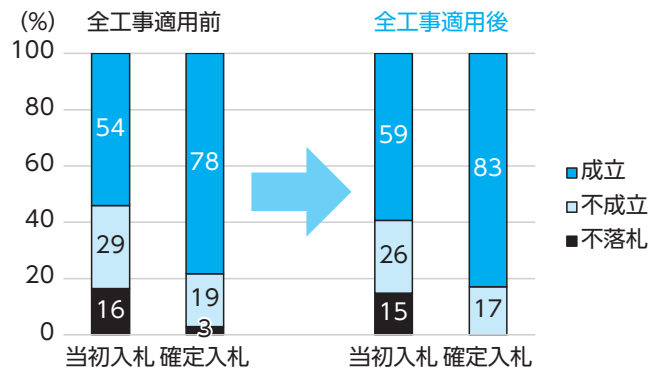


図-3 入札不調の改善状況

検査時に確認する方法」と「施工実態調査で確認する方法」を用います。

確認協議で確認した確認対象項目の構成要素について、確認協議資料と工事施工中に確認する施工実態調査とに差異がないか確認する行為が、見積協議方式を採用するための重要な行程となります。

施工確認の結果、確認協議資料と施工実態との差異について、確認結果に基づき算出された単価と契約単価との差額を算出し、全ての施工確認の対象項目の差額を合計し、見積協議調整額(一式)として契約変更します。

3. 入札不調改善に対する効果

2019年7月に、高速道路事業に係る全ての工事の競争入札に適用することとしたことで、不落札による入札不調はなくなり、不調発生率が22%から17%に改善されました(図-3)。

中でも、橋梁補修工事では、入札不調が48%となりましたが、見積協議方式を適用することで、契約に至り高速道路事業の円滑かつ確実な執行が図られています。また、確認協議の方法、期間を定めたことから、確認協議に要する日数は、1件当たり平均13日短縮され、契約締結までの所要日数の短縮にも寄与しています。

4. おわりに

中日本高速道路株式会社では、一般競争に付する場合は、契約制限価格を設定するために積算を行い、設計金額を算定することとしています。

設計金額は、標準的な業者が標準的な方法で施工するに要すると推測される費用を契約内容、仕様、設計図、数量、その他の条件に基づいて算定するものとしています。しかし、このような設計金額の性格から考え、その積算の内容は実際の施工と必ずしも一致するものではないこと、積算に用いる価格は、市場価格を調査した上で採用していますが、工事の需給バランスによる価格変動を敏感に捉えたものになっていない可能性があることから、発注者側の積算によるものであり、競争参加者が実行予算を基に入札額を決める手法とは異なります。

今後、総合評価方式を進める上で、受注側の技術開発や新技術の採用等を促すためにも契約制限価格のあり方について検討していく必要があると考えています。

【参考文献】

- 1) 尾林 利和他：新たな入札方式「契約制限価格を上回っても契約できる制度」導入に関する報告、2015年度 土木学会建設マネジメント委員会、2015年10月